

厚木市告示第 51 号

建築基準法第 7 条の 3 の規定による中間検査に関する特定工程及び特定 工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 中間検査を行う区域

厚木市全域

2 中間検査対象建築物

中間検査は、次に掲げる建築物を新築するときに行う。ただし、法第 6 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる建築物、法第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物、法第 85 条第 6 項又は第 7 項の規定による許可を受けた仮設建築物及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物並びに車庫等の附属建築物を除く。

- (1) 一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）で延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 1 号及び第 2 号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物を除く。）
- (2) 階数が 3 以上の木造建築物（混構造建築物を含む。）
- (3) 階数が 2 で木造の共同住宅（混構造建築物を含む。）
- (4) 階数が 3 以上で鉄骨造の共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿
- (5) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 16 条第 1 項に規定する建築物

4 中間検査を行う建築物の構造、特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

中間検査を行う建築物の構造 工程の種類	主要な構造が 木造（在来軸組 工法又は桝組 壁工法、混構造 建築物を含む。）	主要な構造が 鉄骨造	主要な構造が 鉄筋コンクリ ート造	主要な構造が 鉄骨鉄筋コン クリート造
特定工程	屋根の小屋組 工事及び構造 耐力上主要な 軸組の工事並 びに桝組壁工 法にあつては、 耐力壁の工事	鉄骨造の部分 においては、初 めて工事を施 工する階の建 方工事	階数が1の場 合は屋根版の 配筋工事、階数 が2以上の場 合は最下階か ら二つめの床 版の配筋工事	階数が1の場 合は屋根版の 配筋工事、階数 が2以上の場 合は最下階か ら二つめの床 版の配筋工事
特定工程後の 工程	構造耐力上主 要な軸組及び 耐力壁を覆う 外装工事（屋根 葺き工事を除 く。）及び内装 工事	構造耐力上主 要な部分の鉄 骨を覆う耐火 被覆工事、外装 工事及び内装 工事	特定工程の配 筋を覆うコン クリートを打 ち込む工事	特定工程の鉄 骨及び配筋を 覆うコンクリ ートを打ち込 む工事

5 その他

- (1) 法第7条の3の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程の指定について（令和4年厚木市告示第217号。以下「令和4年指定告示」という。）は、令和7年3月31日をもって廃止する。
- (2) この告示は、令和7年4月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物（計画の変更により確認申請された建築物は除く。）について適用する。
- (3) 令和4年指定告示に基づく中間検査対象建築物のうち、令和4年4月1日から

令和7年3月31日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定の確認の申請がされたもので、同年4月1日以後に特定工程に係る工事を終えたものについては、同告示を適用する。